

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 令和6年8月26日（月曜日）  
午前10時開会 午後0時22分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 消防本部関係
    - (2) 市長公室関係
    - (3) 総務部関係
    - (4) 市民生活部関係
  - 4 閉 会
- 

## 出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	滝田	賢治
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	目黒	英一
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

---

## 説明のため出席した者（22名）

市長公室長	山口	正通
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	水田	和広
消防長	檜山	保明
消防次長	堀本	良博
政策企画課長	佐々木	啓
行政経営課長	天貝	健一
D X推進課長	土田	俊紀
財政課長	瀬古澤	時人
人事課長	塚本	浩幸

管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	大貫 三千夫
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	菊田 宏巳
環境保全課長	日高 寿志
消防総務課長	持丸 恒次
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀越 一良
教育総務課施設係長	稲葉 智之

---

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

---

傍聴者（0名）

---

○奥谷委員長 おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和6年、8月26日開催のフォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、資料①令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)について、執行部より説明願います。

○持丸消防総務課長 資料①令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)をお開きください。消防庁舎整備事業に伴う補正予算について、御説明をさせていただきます。1、補正の理由といたしましては、土浦市南部を管轄する土浦消防署南分署、荒川沖消防署の2署を統合し、新たな候補地に新消防署庁舎を建築することを目的とした用地土地評価鑑定料の補正予算を要求するものでございます。詳細といたしましては、右叵地内土地評価業務標準地3画地及び各画地30筆・12画地となります。つぎに、2、補正額といたしましては、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節役務費、当初予算といたしましては0円、補正額531万3,000円、補正後531万3,000円となります。また、令和5年度の予算要求時には、土地が決定しておらず、土地評価業務の見積りも取れなかったため、令和6年度の補正対応としてお願いするものでございます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、専決処分等の報告について、資料②消防施設管理瑕疵に係る物損事故の和解について、説明願います。

○持丸消防総務課長 引き続き、消防総務課です。資料につきましては、資料②消防施設管理瑕疵にかかる物損事故の和解についてをお開きください。消防施設管理瑕疵にかかる物損事故の和解について、御説明させていただきます。1、事故日時といたしましては、令和6年5月29日水曜日、午前9時頃、2、発生場所といたしましては、土浦市大岩田1707番1の敷地内で発生した物損事故でございます。事故概要といたしましては、防火水槽標識の支柱が腐食により折れ、敷地内に駐車中であつた相手方車両に接触し、車両の一部が破損した物損事故でございます。過失割合といたしましては、市側100%で損害賠償額337,205円をお支払いしまして、令和6年7月19日に和解しております。また、2枚の写真は事故当日のものとなりますが、この事故後には、市内の支柱調査を実施し、異常はありませんでしたが、事故当日は台風1号の影響もあり、瞬間最大風速が25.4mを記録したことなど、今後も調査をより強化していく次第でございます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 調査を実施したということですが、調査は定期的に行っているんですか。どのような形で行っているのか。

○持丸消防総務課長 消火栓の調査に関しましては、年2回実施しております。また、こういったことがあれば、随時調査を実施している状況でございます。

○小坂委員 この写真だと、家の所にあるように見えるんですが、家の中なのかなというのが一つ、これは、この柱が自然に倒れたということなんでしょうよね、状況はということと、あと、例えばこういう民地にあるのというのは、ほかにもあるのかなという、そんなことで三つお伺いします。

○持丸消防総務課長 まず、1点目、こちらの小ポールに関しましては、敷地内に設置してあるものとなります。理由としましては、道路上に設置場所がない場合には、そのお宅に許可をいただき、敷地内に設置している貯水槽と消火栓のポールがあります。あとは根元からということなんですけれども、消火栓ポールは、全長で5メートル地上に出ている状況になります。30センチメートルのコンクリート角を70センチメートル下に掘って埋めて建てている状況なんですけれども、その根元というのは揺らして調査をしているんですけれども、なかなか見えない部分という所もありまして、今回のようなことが起きたという状況になります。また、今後ですけれども、またこういう状況がないことも含めまして、短いポールも消防のほうで用意していますので、そういったものに変更しながら、進めているところでございます。3点目、ほかの民地にもあるのかという質問ですが、ほかの民地にもあります。この標識を付けているものが1,601件、ないものが250件ぐらいありまして、やはり道路や場所の事情により、敷地内にポールを設置している場所がほかにもあります。よろしくお願いたします。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、報告事項に移ります。資料③令和6年度秋季点検について、説明願います。

○堀越警防救急課長 資料③の令和6年度秋季点検についてをお開きください。令和6年度秋季点検について、御説明させていただきます。まず、実施日時でございますが、令和6年11月10日曜日、8時30分開始予定となっております。場所につきましては消防本部屋外訓練場、主催につきましては、土浦市消防本部と土浦市消防団でございます。秋季点検の実施の目的につきましては、消防団員の人員、姿勢、服装と礼式の点検を行い、厳正な規律を身に付けていただき、消防団活動を円滑に運営することを目的としております。参加者につきましては、土浦市消防本部と土浦市消防団でございます。その他といたしまして、雨天の場合は中止となり、態度決定につきましては、6時30分になります。中止になった場合は、警防救急課のほうから御連絡差し上げますので、よろしくお願いたします。補足としまして、秋季点検の実施内容について、御説明させていただきます。はじめに、点検者の安藤市長が整列した消防職団員の人員、姿勢、服装などを点検していただき、その後、隊列を変換し、各種表彰の伝達を行います。表彰伝達終了後、安藤市長の訓示と来賓者から御挨拶いただき、最後に坂本団長の挨拶で終了するのが一連の流れとなりますので、よろしくお願いたします。秋季点検の内容については以上となります。来賓者となる総務市民委員会の皆様には、後日、御案内

の通知文を送らせていただきますので、御確認の程、よろしくお願ひいたします。令和6年度の秋季点検についての御説明は、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④土浦市消防フェスティバル開催の変更について、説明願ひます。

○持丸消防総務課長 資料につきましても、資料④土浦市消防フェスティバル開催の変更についてをお開きください。それでは、土浦市消防フェスティバル開催の変更について説明させていただきます。変更理由といたしましては、昨年まで消防本部単独で開催しておりましたが、今回、土浦カレーフェスティバル及び土浦市産業祭と共同開催することにより、土浦市の魅力を今まで以上に発信したいと考えております。日時につきましては、令和6年11月23日土曜日、10時から15時までを予定しております。開催場所につきましては、消防本部屋外訓練場から川口運動公園サブグラウンドに変更となります。開催に当たり、目的といたしましては、「レッツエンジョイトウギャザー・一緒に楽しみましょう」をスローガンとして、来場者の皆様に土浦消防の元気を感じていただくともに、土浦市民の防火・防災に対する意識をさらに向上させたいと考えております。催し物といたしましては、体験コーナーを7か所と見学コーナー6か所を予定しており、その他といたしまして、消防バザーも予定しております。今回が初めての共同開催となります。多くの市民が来場していただくことに期待いたしまして、準備を進めてまいりたいと思ひます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 カレーフェスティバルなので、土浦消防署で出しているカレー、前は出していたんですが、それを出店するような予定はありますか。

○持丸消防総務課長 いろいろその辺りも検討はしましたが、今回は出さない方向でということと、今年初めてやってみて、内部的な反省会を含めて、今後また検討したいなと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、消防本部からございますか。

○檜山消防長 本年の特設救助訓練につきましては、本当に総務市民委員の皆さんから、猛暑の中で激励をいただいたり、本当に大変ありがとうございました。おかげさまで団体種目につきましては、県を突破して、関東大会、残念ながら全国には進めませんでした。ただ、金曜日に行われました個人種目のロープ応用登はんにつきましては、千葉県市原市で行われました全国大会で、8.9秒という優秀なタイムのもと、入賞という形をいただきました。本当に、これもひとえに市議会議員の皆様の本当に応援があつたものと思っておりますので、改めまして、この場をお借りしまして、感謝申し上げます。

○奥谷委員長 本当にお疲れ様でした。そしておめでとうでございます。引き続き、市民

の安心安全のために御尽力いただくことをお願いしておきます。本当にお疲れ様でした。

○堀越警防救急課長 今年度の熱中症の発生件数ですが、昨年度の同時期と比べると、昨年度は120件ございました。今年度は95件と25件減となっているんですが、その前の令和4年度の件数が全体で101件ありました。101件に対して、今現在で95件なので、例年に比べるとやはり多いのかなというところで、熱中症の発生率は推移しているような状況です。熱中症につきましては以上でございます。

○奥谷委員長 この件につきまして、皆さんから何かございますか。

○滝田副委員長 御報告ありがとうございます。この中で、今年、熱中症になったというのは、やはり年齢、年代的にお年寄りの方が多いような感じでしたでしょうか。

○堀越警防救急課長 年齢区分につきましては、本委員会のほうで御回答させていただきますのでよろしく願いいたします。

○奥谷委員長 それでは、本委員会で御報告をお願いいたします。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ないようですので、消防本部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○奥谷委員長 それでは、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(案)について、執行部から説明願います。

○土田DX推進課長 DX推進課でございます。資料①のアをお願いしたいと存じます。土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(案)について、御説明申し上げます。はじめに、本条例は、マイナンバー、個人番号の利用並びに特定個人情報の提供に関して、必要な事項を定めたものでございます。本条例の一部改正に当たりましては、二つの法律の公布によりまして、二つの現行法に改正がございましたので、本条例の関連する箇所等につきまして、整理を行うものでございます。一つ目でございます。1、改正の趣旨の一段落目、令和6年4月24日に公布されました生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律によりまして、生活保護法の改正がございました。生活保護法の改正では、一部文言が修正されたことによりまして、当該文言を引用してございます本条例の該当箇所の改正を行うものでございます。2、改正の内容の(1)にございます「進学準備給付金」から「進学・就職準備給付金」となり、別表の改正を行うものでございます。また、教育委員会学務課主管となります就学援助に関する事務におきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に規定された法定事務以外のものとなります。マイナンバー、個人番号を利用して、特定個人情報の提供を受けます本市の独自利用申請

となりますので、本条例に明記する必要がございます。資料①のイをお開きいただきたいと存じます。こちらの案文、中段以降に記載してございますとおり、教育委員会の就学援助に関する事務である旨を新たに別表に加えるものでございます。学校教育法第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされております。3 施行日でございますが、本条例の公布の日からとさせていただきたいと存じます。資料①のアにお戻りいただきたいと存じます。つぎに、二つ目でございます。1 改正の趣旨の二段落目、令和6年6月7日に公布されました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(デジタル社会形成基本法等の一部改正法案)によりまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)の改正がございました。マイナンバー法の改正におきましては、新たな条項が追加されますことから、本条例が引用しております箇所に条項ずれが生じますので、改正を行うものでございます。2、改正の内容の(2)でございますが、第2条の第3号から第5号におきまして、記載のとおり、条項ずれの整理を行うものでございます。第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、第2条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、第2条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改めることといたします。3 施行日につきましては、申し訳ございませんが、資料①イをお開きいただきまして、下段、付則にございますとおり、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日からとなります。施行期日につきましては、令和6年6月7日の公布の日から起算しまして、1年を超えない範囲内において政令で定める日となっております。4、その他でございますが、独自利用申請により、マイナンバーを利用して就学援助事務を県内3市において実施してございます。古河市・石岡市・潮来市で、本市は、4番目となります。説明は以上でございます。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** つぎに、資料②令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)、繰越金、財政調整基金について、説明願います。

○**瀬古澤財政課長** 財政課です。一般会計補正予算の第2回、令和5年度の決算剰余金に係る予算計上について御説明いたします。1番の今回の補正の理由でございますが、決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定により、2分の1以上の金額を積立又は繰上償還しなければならないとされております。このようなことから、令和5年度の決算上の剰余金(実質収支分)を、繰越金として歳入し、財政調整基金へ積み立てるものです。考え方につきましては、2番の算定式を御確認いただければと思います。令和5年度の歳入から歳出を差し引いた形式収支、30億9,347万3,000円から、各事業における令和6年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額、12億1,966

万2,000円を差し引いた実質収支は、18億7,381万1,000円となり、こちらが令和5年度の繰越金となり、歳入されます。この実質収支から当初予算で繰越金として計上した3億円を控除した額、ここでは計上していませんが、15億7,381万1,000円が、当初予算からの増額分として、歳入補正されます。さらにここから、第3回定例会に提出を予定しております補正予算の財源として充当する2,483万3,000円を差し引いた残額15億4,897万8,000円、こちらを歳出補正予算に計上し、全額を財政調整基金に積み立てるものです。これにより、今回の歳入、歳出の補正予算は3番の補正予算額に記載のとおりとなります。その下に、参考として、令和6年度の財政調整基金の予算上の状況を記載させていただいております。積立金は、当初予算、今回の補正予算合わせまして15億4,897万9,000円、取崩額は、当初予算で15億円を計上しております、前回の6月議会の補正予算の財源として、1億1,861万2,000円ほど充当しておりますので、合わせて16億1,861万2,000円となり、現時点では積立額を取崩額が6,963万3,000円ほど上回っている状況ですので、今後も、適正な予算の執行管理を行い、安定した財政調整基金の維持に努めてまいりたいと思います。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 昨年度に比べて約7,000万積立額が減ったということですよ。長期財政フレームによると、10年で枯渇するというんだけど、これでやっていけばまだ10年以上伸びていくわけなんですけども、年々減っていくというのが見込まれていて、税収も減っていくかもしれない。繰越金がどんどん減っていて、やはり非常に厳しい財政状況というのは分かるんですが、これを止めるにはどうしていくかという、支出、歳出を抑えるしかないのかなと思います、その辺りのところはどのように考えていらっしゃるか、分かれば教えてください。

○瀬古澤財政課長 おっしゃるとおりですね、歳出をどれだけ落としていけるかというところもあります、今現在行われている施設の再編計画に基づく施設整備の事業費もやらなくてはならない事業、大規模事業がこれからも控えている中で、なかなかその辺りが難しいところと考えております。それでも篠塚委員がおっしゃったとおりですね、今回補助金検討委員会も実施しておりますので、補助金についての見直しはもちろんですけれども、経常的に行われている事業を改めて考えていくということ、毎年の予算編成説明会では各課にその辺りを御説明をお願いをしているところですが、また新年度予算に向けてその辺りのほうを徹底していきたいなというふうに考えているところでございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告については、関連がございますので、一括して説明願います。

○瀬古澤財政課長 資料③令和5年度決算に係る健全化判断比率等をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。この健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法の規定により、決算に基づき毎年作成いたしまして、監査委員の意見をいただき、議会に報告のうえ公表しているものです。中ほどの図にございますように、指標では、健全段階、財政の早期健全化（早期健全化基準）、財政の再生（財政再生基準）に分類され、早期健全化基準以上になりますと、それ以上の財政の悪化を防ぐため、財政健全化計画を策定しなければならず、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定し、地方債の制限など国等の関与により財政再生に取り組まなければなりません。財政の早期健全化以上になりますと、財政健全化計画の策定や国の関与を受けての財政再生に取り組むこととなります。その下にございますように、対象範囲は、一般会計から公営事業会計、一部事務組合、公社・第三セクターまでを網羅した4種類の指標が対象となっております。3ページをお願いいたします。まず、①の実質赤字比率でございますが、実質赤字比率は、形式的には黒字であっても翌年度の収入を繰り上げていたり、支払いを翌年度に繰り延べするなど実質的に赤字である場合、一般会計等における実質赤字が標準財政規模に対して、どのくらいの割合となっているかを示す比率であり、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。その下の、②の連結実質赤字比率は、先ほどの一般会計等に特別会計、公営企業会計も加え、地方公共団体全会計における実質赤字の割合を示したものです。①実質赤字比率、②連結赤字比率いずれも、本来生じるべきものではなく、本市では、赤字ではありませんでしたので、該当なしとなります。4ページをお願いします。③の実質公債費比率は、一般会計、特別会計、公営企業会計の地方債の償還金、すなわち公債費や特別会計への繰出金等で公債費に充てられたものなど、実質の公債費の財政規模に対する割合を示すものであり、借入金等の返済額などの大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。数値は低い方が優れているということでございます。本市におきましては、上段の青枠の白抜きにありますように、過去3か年の平均で5.8%となり、昨年度が、5.1%でしたので、0.7ポイント上昇し、悪化しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準が35%ですので、基準は下回っております。単年度の指標では、中ほどの算定式にあるように6.8%となっており、一番下の水色の枠内にもございますように、令和3年度、令和4年度、令和5年度と年々上昇し続けておりまして、昨年度が5.9%でしたので、0.9ポイント上昇しまして、令和2年度の4.6%を含めますと、4年連続で悪化している状況でございます。3か年平均、単年度いずれも悪化している要因は、大規模事業の償還が始まっておりまして、償還金が増加していることによるものです。公債費は、現在、令和9年度ごろがピークと見込んでおりますので、今後しばらくは、実質公債費比率の指標が悪化していく可能性がございます。5ページをお願いいたします。④将来負担比率でございます。前の実質公債費比率が公債費の水準を図る指標であるのに対し、将来負担比率は、今後償還が必要となる地方債残高や、債務負担行為の額、市が将来にわたって負担すべき職員全員の退職金、広域事務組合の公債費や公社等の負債など、将来の財政負担と考えられるものから、基金などの将来負担に対する財源として見込める歳入を差し引いた実質的な負担額が、財政規模に対して、どれくらいの割

合かを示すものであり、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。将来負担比率は、昨年度の5.1%より2.2ポイント改善し、2.9%となっております。改善した理由としましては、地方債の償還額が借入額を上回っていることによる、市債残高の減少が主な要因となっております。しかしながら、地方債残高は、令和4年度の普通会計で見ると、約658億円と県内32市の平均約328億円、類似団体53市の平均約361億円と比較すると約2倍の残高を有していることから、将来世代に過度に負担をかけないように注意してまいりたいと考えております。6ページをお願いいたします。資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の状況を表したもので、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。中ほどの四角で囲ってあります、下水道事業・農業集落排水事業・水道事業の三つの公営企業の単体の赤字の割合を示すもので、一番下に記載してありますように、いずれも資金不足は生じておりませんでした。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 水道事業の借金の返済額を見て分かったんですが、前は元利一定だったんだよね。今それは変わっているんですか、全体的に。土浦市のほかの借金も。

○瀬古澤財政課長 ただ今固定で借入れのほうはさせていただいております。

○古沢委員 金利はわかりますけれども、住宅などで借金する場合に、元金と利息、毎月一定金額だよ。

○瀬古澤財政課長 公債費につきましては、毎年銀行のほうからですね、利率を確認しまして、それに基づいて償還をしているところでございますけれども、そちらの利率につきましては、ここ数年ちょっと上昇傾向にあるようなことになっております。

○古沢委員 借金は、銀行の占める割合というのは、そんなにあるの。要するに、元金の返済を、もう一定に決めてね、毎年50回払いなら50回を払うのか。それとも、利息プラス元金の返済、これを常に一定、定額。それで、どういう今借金の方法なんですか。銀行の場合には、元金の一定額だよ、多分、銀行の場合には。その辺は最近変わっていますか。

○瀬古澤財政課長 すみません、そちらのほうは確認します。申し訳ございません。

○奥谷委員長 本委員会で御回答をお願いします。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 私のほうから確認を1点させてください。先ほどの資料の5ページの所で、将来負担比率で、一般会計償還する地方債残高が大体620億。類似団体の大体倍ぐらいだというお話だったんですけども、これの大きな要因というのは今まで大きな事業をやってきたということがあるとは思いますが、どのような形でこのような倍くらいになってしまったのかというのも、もう一度、簡単に御説明をいただければ助かります。

○瀬古澤財政課長 委員長がおっしゃるとおり、こちらの残高につきましては過去の大規模事業に対しまして地方債を借り入れた額、そちらがそのような形になっているかと思うのですが、今まで土浦市のほうとしましては、公債費よりもやはり借入額の

方が大きくなっていったというところで、公債費も借り入れた額につきましては年々定期的に返してはいるのですけれども、それ以上に大規模事業について、借入れが多かったというところだと思います。また、他団体の状況につきましては詳しいことは承知していませんけれども、最近の土浦市の傾向としましては、できるだけ借入れは行わず、借金のほうの返済を行っているということで減ってきているというところなので、他団体におきましても、そういうような状況で、地方債を使う事業の見極めをこの事業は地方債を使って、この事業は単費のほうで行うというようなところを行っていた結果でそういった差が生じてきているのかなというふうには考えております。

○奥谷委員長 分かりました。ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、報告事項に移ります。資料④令和5年度土浦市の財務書類(一般会計・全体会計)について、説明願います。

○瀬古澤財政課長 資料④ア令和5年度決算土浦市財務書類分析要約をお願いいたします。財務書類につきましては、本編の令和5年度土浦市の財務書類要約版と分析要約版を今回2点用意させていただいておりますが、説明に当たりましては、要約版を使って説明をさせていただきたいと思っております。まず、毎年のことなので御承知かとは思いますが、公会計における財務書類について簡単に御説明させていただきますと、歳入・歳出による現金取引のみを対象とした現金主義会計・単式簿記方式となる官庁会計に対し、複式簿記による発生主義会計を導入し、資産や負債に関するストック情報や、将来の負担などを総合的にみるフルコスト情報等を踏まえた、複式簿記による発生主義会計で財務状況を表し、現金主義会計を補完するものでございます。本市におきましても、平成27年度決算から、統一的な基準に基づく財務書類を作成・公表しておりまして、類似団体等との比較や経年比較など財政状況の多角的な分析を進めております。2ページをお願いいたします。こちらが財務書類となります。行政における財務書類については、①バランスシートと言われる貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④キャッシュフローと言われる資金収支計算書の四つで構成し、財務4表と呼ばれております。作成においては、一般会計に公共用地先行取得事業特別会計を含めた一般会計等、これに特別会計、公営企業会計を合わせた全体会計、さらに、一部事務組合や外部団体を含めた連結会計、この三つの会計をそれぞれに作成をしておりまして、今回は、このうち一般会計等分について御説明させていただきます。まずは、それぞれの表がどのようなものかと申しますと、左下の表が、現金の流れを示す資金収支計算書、その右隣、真ん中の表が、資産と負債の差額となる純資産の動きを示す純資産変動計算書、その下の表、右下の表となりますが、行政コスト計算書は経常的な行政活動に伴うコストや、使用料収入などを示すものになっております。そして、一番上の、左右にまたがる表が、下のそれぞれの表をまとめた、バランスシートと言われる貸借対照表で、資産、負債、そして純資産を示し、基準日時点での財政状態を明らかにするものになります。4表それぞれの相関関係については、資金収支計算書は、貸借対照表の資産の部分、純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産を補足するものとなっております、行政コスト計算

書は、純資産変動計算書の純経常行政コストの補足するものとなっております。3ページ以降で、それぞれの表に関する説明がありますが、本日は時間の関係もございますので、2ページの表で令和5年度決算における本市の財務4表の全体の特徴について、大きなところで御説明したいと思います。まず、右下の行政コスト計算書について、令和5年度のコストの部分では、①職員人件費の増、②毎年増加している扶助費の増、③そして新型コロナウイルス対策関連事業に係る国庫補助の返還金の支出の増などが要因に前年よりも増えている状況でございます。一方で収益のほうでは、昨年10月から開始した給食費の無償化などにより減少しております、その結果、純行政コストとしては、前年度比較では22億円ほど大きくなっています。その上にあります純資産変動計算書では、行政コスト計算書から算出された純行政コストが、税収や交付税、国県補助金など受益者負担以外の財源によってどの程度賄われているかを表しており、令和5年度では、税収や地方交付税が増となり、受益者負担以外の収入で純行政コストを賄うことができたことから、期末純資産残高は、前年度比較で約10億円増加し、期末純資産残高は、1,095億円になりました。左下の、資金収支計算書では、①の業務活動収支とは、収入は税収や交付税、交付金など、支出は投資・財務活動以外の毎年継続的に行われる各行政サービスに係る経費など、経常的な行政活動における収支を示すもので、収支はプラスになっているものの、前年度比較では、令和5年度の新型コロナ対策補助などの返還金の増などにより、9億円ほど減少しているところでございます。その下の、資産の増減を伴う収支となる②の投資活動収支では、公共施設整備費の増などにより、令和5年の収支はマイナス、その下の、地方債の借入、支出を主に示す、③の財務活動収支については、借入額よりも、償還金を上回っていることで、収支はマイナスで、この結果、令和5年度の資金収支のトータルはマイナス9億円となり、当年度期末資金残高は、一番下にありますように、31億円となりまして、資産残高は令和4年度末より減少している状況でございます。そして、資金収支計算書における期末資金残高や、純資産変動計算書における期末純資産残高が反映されている、一番上の貸借対照表（バランスシート）では、金融資産については、財政調整基金が増加しているものの、資金収支計算書による期末残高が反映され、現金預金が減少していることなどにより、前年度と比べ4億円の減、その下の事業用資産やインフラ資産等においては、小中学校の長寿命化改良工事や、認定こども園土浦幼稚園の整備、道路用地の取得などを行っておりますが、現施設などの減価償却による価値の減少分が、資産の新規取得分を上回ったことなどにより、固定資産全体では、令和4年度と比べ約24億円の減少、これにより、金融資産を合わせた資産合計は、約28億円が減少し1,798億円となりました。また、右側の負債は、地方債や引当金など将来世代の負担となるもので、地方債残高の減少などにより、前年度比較では、39億円の減の、約703億円となり、資産から負債を差し引いた純資産については、前年度比較で、10億円増加し、1,095億円となりました。こちらが、先ほど御説明した、純資産変動計算書の期末純資産残高と同じ額になります。以上が、令和5年度における、財務4表の説明となります。3ページから8ページにまたがる各表の詳細資料については、後で御確認いただければと思います。また、

9ページから16ページまでが指標を活用した分析となっております、こちらも類似団体との比較や、経年比較を行っているものでございますので、後ほど御覧いただければと思います。最後に、財務書類から何が読み取れるのかと申しますと、土浦市の状況で申しますと、簡単に総括しますと、2ページの貸借対照表に御覧いただいたとおり、純資産が増えている状況としましては、良い傾向であるというふうに考えております。先々返済義務のない純資産が大きい、純資産が大きくなっているということは、先ほどの健全化判断比率の将来負担比率の状況と同様に、将来への負担が抑えられ、財政状況は健全であると言えるかと思っております。ただし、土浦市ではこの施設の老朽化や地方債残高などの課題もございまして、一方で、市民満足度を高めるソフト事業も充実させていく必要があると考えております。この健全な財政状況を維持しつつ、ソフト事業やハード事業をバランスよく実施していけるよう真に必要な事業を見極めながら、今後さらに適切かつ慎重な財政運営に心がけてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤土浦市公共施設等再編・再配置計画に係る進捗状況等について、説明願います。

○天貝行政経営課長 公共施設等再編・再配置計画関連の進捗状況について、3点御報告させていただきます。施設総量30%縮減を目指すための実行計画を策定している中で、先行して方針決定した10施設を除いた178施設について、配置方針の策定作業を現在進めているところです。その中で資料の大きな1番、課題のある施設を検討対象施設として選定するとともに、今後の配置方針の作成フローを外部委員で構成する策定委員会にお示しし、了承をいただいたところでありますので、御報告させていただきます。資料⑤イをお開き願います。課題のある施設を選定するに当たって、左側の四つの分析項目、設置目的の妥当性、利用状況、コスト、それから建物の機能、いわゆる老朽化の状況により分析を行いました。その結果を一覧にまとめたものが4ページでございます。記載の29の施設で課題があるというもので、分析の結果、一つでも分析項目欄にバツ印が付いた施設を選定したものです。大きなものでは1番の亀城プラザは、利用状況と建物に課題があるというものです。4番の二中地区公民館と7番の新治地区公民館は、同種施設と比較して利用率が課題であるというものです。5番の三中地区公民館は築年数が41年で課題があるというものです。11番から13番の老人福祉センターにつきましては、目的に三角が付いておりますが、これは類型別の方向性で温浴施設の今後の在り方について検討すると方針が示されたことによるものです。5ページ以降は類型毎に分析を行ったデータをまとめたものですので、後程御覧ください。この29施設を今後どのように計画に位置付けていくか、現在作業を進めておりますけれども、その進め方のフローを御説明いたします。資料⑤ウをお開き願います。今後の配置方針の作成フローを例に用いてイメージで示したものです。1ページ上段が中学校地区ごとに施設を地図に落とし込み、課題のある施設を検討対象施設として赤丸で示したものです。そして、この後、課題があるとして検討対象施設に位置付けられた施設の所管課と対応

策を協議してまいります。その結果を11月に予定している策定委員会において下段に記載したように配置方針の原案をコストと共に示してまいります。そして2ページの来年度2月の策定委員会では、その原案に対する意見を踏まえた上で、下段の表のように集約・複合化や長寿命化、廃止などの配置方針を実施時期を含めて示してまいります。なお、改修・更新費用が時期的に集中しないよう、中段の図のように平準化を図ります。こうして配置方針の素案を取りまとめていくというものです。なお、この資料はあくまでも参考として挙げたイメージでありますので、御了承願います。つぎに、資料⑤オをお願いいたします。報告事項の2点目です。五中地区の公共施設再編に関する1回目の意見交換会を行いましたので、その報告と今後の予定になります。資料は別資料で説明いたしますので、この資料は公共施設再編の進捗状況を住民に良く知らせてほしいと要望を受けたことから、五中地区内で回覧するものでございます。8月1日に区長をはじめ20名が参加していただきまして、開催したものでございます。中段には上大津支所や公民館、神立コミセン、そして老人福祉センター湖畔荘の利用状況の説明を行ったものの抜粋を記載しております。下段が支所機能の公民館への移転案を提示したもので、マイナンバーカードを利用する案と、現在一部郵便局で行っている遠隔通信を利用する案について説明いたしました。次ページをお願いいたします。意見交換会で出た主な意見でございます。(1)の支所機能の集約方法につきましては、高齢者のマイナンバー利用端末に対する不安感もあることから、意見の一番下に記したように、両方の方法を一定期間併用して段階的にマイナンバー利用端末に移行してはどうか、との意見もございました。つづきまして、(3)の老人福祉センターの機能については、利用していないので分からないという意見があったものの、温浴施設の廃止は止むを得ないが、高齢者の憩いの場やコミュニティの場としての機能は必要との意見がございました。これらの意見を参考に各施設の所管課と協議を行いまして、五中地区の公共施設の再編方針案を作成し下段に記載したように10月3日の第2回意見交換会で示してまいります。なお、上大津公民館に備える機能につきまして、地域住民にアンケート調査をしてほしいとの意見もあることから、次回の意見交換会に間に合わせるべくインターネット環境にてアンケート調査を行ってまいります。資料⑤アにお戻りいただきまして、3点目が公共施設包括管理業務委託についてでございます。(1)は市内事業者向けに7月22日に説明会を実施した結果で、106の事業者が出席し包括管理の概要を説明いたしました。主な質疑応答を紹介いたしますと、例えば複数年契約している機械警備の業務委託について、来年度から契約を結び直すのかとの質問に対しては、包括管理業者との協議により結び直すのか、あるいは現行の契約期間中は包括管理業務委託から外して、新たな契約から包括に加えるのか決めていくと回答したところでございます。また、再委託は見積り合わせになると思うが、見積り作成には手間が掛かると、修繕は金額だけでは判断できない部分もあるため、金額の単純比較だけの見積り協力は難しいとの御意見がありました。包括管理業者が決定しましたら、改めて包括管理業者と共に具体的な説明をしていきたいと考えております。包括管理業者を公募型のプロポーザルにより決定していくスケジュール表の2行目に包括管理業務委託の仕様書とプロポーザル実施要領の公表

と記載しておりますが、この後説明いたします債務負担行為設定の補正予算を議決いただいた後の9月26日を予定しております。その後、プロポーザルのプレゼンを経て、11月21日までは優先交渉権者を決定し、詳細協議を行った後、来年度当初から導入開始する計画でございます。なお、スケジュールが若干タイトなことから、応募業者の準備期間確保のため1行目記載の基本方針（案）を補正予算の議決前ではあります。8月29日に公表したいと考えてございます。この基本方針（案）とは対象施設や対象業務、修繕費の実績、包括管理業務委託金額の提案額の上限などございまして、事前公表をすることにより多くの事業者からの応募が期待できるものです。このような手法は、ほかの自治体におきましても取り入れられているものでございますので、御了承いただきたいと思います。つづきまして、(3)補正予算案として提出予定の債務負担行為の設定でございます。期間は5年間、期間内の限度額は11億5,000万円余りでございます。その内訳を表に示してございまして、保守点検等業務費は、48施設のこれまで委託しております建物の設備関係の保守点検業務委託費などで、記載の金額は令和6年度の予算額に年3.6%の物価上昇を毎年見込んだ金額でございます。各年度の金額にばらつきがあるのは、建物定期点検のように3年に一度の実施が義務付けられている業務があることなどが理由であります。修繕費は、過去3年間の実績の平均額で固定した額を設定するものです。マネジメント経費は、包括管理業者の主に人件費に当たるもので、一番右側の期間計の欄の保守点検等業務費と修繕費の合計額の25%に設定したものです。このように債務負担額の限度額には物価上昇を見込んだ金額を設定いたしますが、今後、実際に物価が見込みとおり上昇していくか定かでないことから、プロポーザル実施要領の中で示す事業費につきましても、物価上昇率を見込まない金額とし、その範囲の中で、プロポーザルで金額の提案をしていただきたいと思います。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**古沢委員** 公共施設包括管理。今、物価上昇は見込めないということで、業者を決めるということを行いましたよね。これでいうと4年後には33%、例えば保守点検等の業務費が33%強増えることになっておりますが、これは、令和7年度と一緒に、ちょうど約1億円ということで、毎年決めてということですか。

○**天貝行政経営課長** 補正予算としまして債務負担行為設定をさせていただく金額については、あくまでも予算額の上限額ということで、こちらの1行目の保守点検等業務費と、それからマネジメント経費については、年3.6%の物価上昇率を見込んだ金額で予算額の上限額を設定させていただきます。しかし、実際に物価上昇があるかどうか、やってみないと分からないというところがございますので、プロポーザルで業者を選定する際、業者から金額の提案をいただくわけですが、その際に示す上限額は、物価上昇を見込まない金額で、業者のほうで競っていただきたいと思います。このように考えております。

○**小坂委員** 言葉の使い方というか、お聞きしたいんですが、資料⑤の4ページ、検討対象施設一覧表というのがあります。その中で検討対象、目的、利用コスト、建物の床

面積、築年数ということで、目的、利用、建物の築年数は分かるんですが、コストという言葉でここを使っているんですが、いわゆる、売上げに対してどのぐらい経費がかかって、赤字だよとか云々というのが普通コストという考え方なんですが、役所のコストというのはどういう観点なんだろう。人件費から全てをコストと普通は言いますけれども、ここで言うコストはそれは含まれていないだろうというふうに解釈できるんですが、基準は一体どこにあるのかという考え方、ずっとどういうふうに考えたらいいのかなと思っていたので、もし説明していただければ、よろしく願いいたします。

○天貝行政経営課長 各施設を維持するに当たって、必要ないろいろな業務委託費がございます。それから修繕、光熱水費を含めた金額を利用者で割り返した金額というのがコストということになります。

○小坂委員 そうしますと、経費全額をコストと言っているわけですね。そうするとコストというのは、例えば何に対してこの率が高いのかという、そういうことが、当然評価ということだと思うんですね。ですから、例えば10万円入っている所に100万円コストをかけましたと言ったらこれは90万円も余計にかかっているよねという考え方が一般的かなと私は思うんですけど、ただこのときに、収入に当たるあるいはそのコストが、これは高いよねという所はどこで判断するのかなというのが若干ピンとこない。みんな○が多いんですが、新治総合福祉センターだけ×なんで、これって一体何をもって×としているのかなと思って。その辺気になったものですから、よろしく願いいたします。

○天貝行政経営課長 今小坂委員のおっしゃったコストの比較というところですけども、同じような同種施設が市内には幾つかございます。平均値をとりまして、平均値よりも、例えば倍以上かかっているもの、もしくは平均値の2分の1以下のものについて、課題がある施設としたものでございます。

○柳澤委員 先ほどの包括管理事業者の件で御質問なんですけれども、先ほどの中にありました説明会、これ私も一部参加させていただいたんですが、その中で先ほど質問の内容をいくつかピックアップして教えていただいたんですが、質問内容もそうなんですが、全体的な業者さんからの感触というか、ポジティブなのかネガティブなのか、どういった印象が多かったのかというのはどうでしょう。

○天貝行政経営課長 例えば、学校でガラスが割れたとかいった場合に一度包括管理業者が間に入りますので、臨機応変にスピーディーにできないんじゃないかというようなネガティブな意見もございました。おそらく良い印象を持たれた方は今のところ少ないのかなというのも、まだ不安に感じる面が多々多いということと、包括管理業者が決まらないと包括管理業者の考え方がまだ分からないということもございまして、まだ具体的な説明ができていない状況でございましたので、今のところ感触としては、業者の中でははてなマークが付いているような方が多いのかなと。説明会の中ではそれほど意見としては、質疑はありましたけれども多くはなかったんですが、その後いくつかの業者さんからはいや大変だなという、そういう御意見、大変だなっていうのは、いろいろ意味であるのかもしれませんが、そういったことを耳に入ってきたという状況でございま

す。

○柳澤委員 ありがとうございます。おそらく実際説明会に来られた業者さん方も、質問もされたと思うんですが、大半が結構ピンときてない方もまだいらっしゃると思うんですね。そういった中で先ほどのこのスケジュールの中ではもう業者さんへの説明会のほうは入っていないように思えるんですけど、そういったことで再度説明会を開くとかそういったことっていうのはお考えでしょうか。というのも、私も業者さんと話し合う機会が多いもので、そういった中でやっぱりどうしても困惑の声が多く聞こえてきますもので。どういったお考えでしょうか。

○天貝行政経営課長 おっしゃるとおり、困惑されている業者さんも多々あると思います。今回この包括管理業務を導入するに当たりまして、サウンディング調査を数社と行っております。行った中では、実際に業者が決まってから、説明会を市内業者向けにしたいというような考えをお持ちの業者が多かったというふうに認識しております。実際に業者が決まりましたら、その旨我々からもやって欲しいというような要望を伝えまして、可能な限りでやっていきたいというふうに考えてございます。

○奥谷委員長 初めてでもあるし、なかなかスケジュールがタイトなところもあるので、問合せは順次課長のところにも来ているというようなイメージでよろしいんですか、業者さんからは。

○天貝行政経営課長 それほど多くはございませんけれども、少し耳には入ってきているところでございます。

○奥谷委員長 分かりました。引き続き、丁寧に進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○奥谷委員長 この件に関して、ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、市長公室からございますか。

○山口市長公室長 ございません。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、市長公室の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○奥谷委員長 それでは、総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づきまして、資料①ア令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)、財産管理事業について執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。それでは、サイドブックス資料①ア令和6年度一般会計補正予算(第2回)(案)のほうをお願いいたします。補正予算の内容でございますが、旧本庁舎につきましては、新庁舎移転後、倉庫や臨時的な駐車場として活用してきたところでございます。その中で、今倉庫の整備のほうが進みまして、倉庫として

の用途が無くなったところでございます。今後は、早期の売却に向けた準備といたしまして、敷地の境界等が確定していないものですから、そちらの地籍測量の調査のために、今回825万円の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①イ令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)、物価高騰対応重点支援給付金給付事業(調整給付)について、説明願います。

○田中課税課長 課税課でございます。サイドブックの資料①のイをお願いいたします。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)(案)の物価高騰対応重点支援給付金給付事業(調整給付)について、御説明いたします。1の補正理由につきましては、国の定額減税を補足する給付事業として、令和6年分の所得税額及び令和6年度の市・県民税所得割額から定額減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額分を調整の上、給付するため、必要な経費を令和6年第2回議会において増額補正をいたしました。その後、令和6年度の確定した市・県民税の税額を基に、給付に向けて給付金を再度算定したところ、増額になることが判明したため、給付に必要な経費を要求するものでございます。なお、経費につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金10分の10を活用いたします。2の補正予算額につきましては、歳入として、16款国庫支出金、4項国庫交付金、1目総務費国庫交付金で、今回の補正額は、8,670万円となります。歳出としましては、2款総務費、2項徴税費、2目賦課費の18節負担金補助及び交付金で、増額となる給付金のみで8,670万円となります。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結についてから資料④乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結については、関連がございますので、本日は一括して説明願います。

○皆藤管財課長 資料②から資料④につきましては、乙戸小学校校舎棟と屋内運動場棟の長寿命化に係る工事でございますので、こちらにつきましては、一括して説明させていただきます。資料②乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結についてでございます。1ページでございます。名称につきましては、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事、工事場所は土浦市乙戸南二丁目地内になります。校舎棟の外部につきましては、屋根、ひさし及びバルコニー防水、樋改修、外壁改修、建具改修、屋外トイレ防水改修。校舎棟の内部につきましては、内部改修、建具改修、塗装改修、仕上げ改修、昇降機設置。屋内運動場棟の外部につきましては、屋根改修、外部改修、ひさし上防水改修、屋内運動場棟の内部は、内部改修建具改修、多目的トイレ設置。渡り廊下、校舎棟と屋内運動場棟と結ぶ部分ですけれども、こちらは屋根、腰壁、樋の改修、塗装改修等をする部分でございます。契約金額につき

ましては、8億6,790万円。契約の相手方は、山本工務店、折本工業の特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員は土浦市東崎町本社の山本工務店でございます。契約の方法は一般競争入札でございます。こちらの内容について議案として上程させていただくものでございます。つづきまして、2ページのほうをお願いいたします。内容について説明させていただきます。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から令和8年3月13日までを予定しているものでございます。6番の契約の方法でございますが、8月7日に一般競争入札にて執行したものでございます。7番の建物の概要でございますが、この度工事を行う場合、現在の建物となりますけれども、校舎棟、昭和59年築RC造の三階建て、3,683平米。屋内運動場棟は昭和59年築鉄骨造の二階建て794平米。渡り廊下は昭和59年築鉄骨造でございます。8番の工事の目的でございますけれども、乙戸小学校の校舎棟、屋内運動場棟、渡り廊下につきましては、竣工から40年が経過し、老朽化が著しいことから、土浦市学校施設長寿命化計画に基づきまして、施設が80年間使用することを目指し、長寿命化に必要な改修工事を行うものでございます。つづきまして、3ページでございますが、こちら乙戸小学校の位置図になります。つづきまして、4ページをお願いいたします。入札の結果でございます。中段記載の1社共同企業体からの応札がございました。予定価格については、左下記載にございます税抜きで7億9,565万円でございます。落札率は99.16%でございました。つづきまして、サイドブックス一つお戻りいただきまして、資料③をお願いいたします。乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結についてでございます。本案件につきましても、予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当しますことから、9月議会に上程するものでございます。1ページからお願いいたします。名称につきましては、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良電気設備工事、工事場所は乙戸南二丁目地内でございます。工事の内容でございますが、校舎棟は高圧受変電設備工事、幹線設備工事、電灯動力設備工事、弱電設備改修工事、動力設備工事、電灯コンセント設備工事。屋内運動場棟は幹線設備工事、電灯コンセント設備工事、放送設備工事、ローカル放送設備工事、防犯用インカム設備工事などがございます。契約金額につきましては、1億8,353万5,000円。契約の相手方は土浦市卸町本社の株式会社星総合設備。契約の方法は一般競争入札でございます。つづきまして、2ページをお願いいたします。これから内容を説明させていただきます。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から8年の3月13日までを予定しているものでございます。6番の契約方法でございますが、7月19日に一般競争入札にて執行したものでございます。7番、8番につきましては先ほどの建築主体工事と同様でございますので省略させていただきます。つづきまして、4ページをお願いいたします。入札結果でございます。中段記載のとおり、2社から応札がございました。予定価格につきましては、左下に記載がございます税抜きで1億6,743万円でございます。落札率は99.65%でございました。つづきまして、一つお戻りいただきまして、サイドブックスの資料④をお願いいたします。乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事の請負契約の締結についてでございます。こちら

の案件につきましても、1億5,000万を超える工事でございますので、9月議会上程するものでございます。1ページからお願いいたします。名称は乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事、工事場所は乙戸南二丁目地内。工事内容は衛生設備器具改修工事、屋内外給排水設備改修工事、消火設備改修工事、空気調和設備改修工事、換気設備改修工事、ガス設備改修工事。契約金額でございますが、こちらは2億517万2,000円でございます。契約の相手方は土浦市高岡に所在の山田空調設備株式会社。契約の方法は一般競争入札でございます。こちらの契約について上程するものでございます。それでは、2ページからお願いいたします。3番の工期でございます。議会の議決を経た日の翌日から令和8年の3月13日まででございます。6番の契約方法でございますが、7月19日に一般競争入札にて執行したものでございます。7番、8番につきましては先ほどの工事と同じですので省略をさせていただきます。4ページのほうをお願いいたします。中段へ記載の3社から応札があったものでございます。予定価格につきましては、左下に記載ございます1億8,709万円でございます。落札率は99.69%でございます。つづきまして、資料の②③④別添をお願いいたします。乙戸小学校建築主体電気機械設備工事スケジュール等という所で、スケジュールと工事内容等を細かく説明させていただきたいと思っております。まず、スケジュールでございますが、1ページからお願いいたします。本年8月より、仮設校舎の建設を始めておりまして、12月に完成予定となり、12月中に仮設校舎に引っ越しを完了させる予定でございます。7年の1月より校舎棟の工事を開始し、17.5か月の工期を予定しているものでございます。屋内運動場棟につきましては、7年の4月入学式等終了後から工事を開始いたしまして、8年の3月まで11か月の工期を予定しているものでございます。つづきまして、次ページをお願いいたします。校舎棟の工事内容を説明させていただきます。右上の主な工事内容という欄の①から順番に説明させていただきます。①の防水改修、屋上及びベランダ床など劣化した既存の塗膜防水を高圧洗浄して除去し、改めて塗膜防水工事を行います。また、樋やルーフトレン等の改修を実施していくというものでございます。つづきまして②番、外壁改修工事。躯体の老朽化によるひび割れ、クラックですね、こちらは爆裂部の補修を行う。仕上げ塗装につきましては、耐光性、耐久性等の向上に適した塗料等を施していくというものでございます。つづきまして、③番外部の建具改修、サッシを新設やカバー工法によりまして、既存のゆがみや隙間を解消してまいります。さらにガラスをペアガラスに取りかえまして、遮熱効果性能を高めていくというものでございます。つづきまして、④番教室と廊下を可動間仕切りに改修ということで、④という所で書いてあるかと思うんですが、場所はこの部分になります。この面する普通教室等についてですね、可動式の間仕切りを設置することで、全面開放のために廊下と一体利用できるようにするといったものでございます。つづきまして、⑤番内装仕上げ改修でございます。内装材につきましては、天井、外壁、床全て改修と、新しいトイレにつきましては、令和3年度に改修していることから、今回の工事は対象外というものでございます。普通教室の仕上げにつきましては、床は既存のフローリングブロック、こちらを研磨しまして再塗装するというものでございます。壁につき

ましては、石膏ボード、また腰壁を高さ1.1メートルの部分、こちらは杉板のほうを貼っていくというものでございます。天井材につきましては、化粧石膏吸音ボードというものを施してまいります。6番の車椅子対応エレベーターということで、校舎を増築いたしまして、車椅子対応11人乗りのエレベーターを新設していくというものでございます。つづきまして、その他でございます。内部建具改修といたしまして、扉や廊下と教室の間仕切り壁など全てを新設するというものでございます。内部の断熱改修ということで、外部に面する壁に室内側に断熱材ウレタンホームの吹きつけを行っていくというものでございます。家具、黒板、掲示板等の改修でございますが、普通教室については黒板、棚、ロッカー、掃除用具入れなどの新設、その他調理室など特別教室についても調理台や棚、流し台などを新設してまいります。電気設備改修でございますが、外部の埋設管などの更新、また校舎内につきましても、全て配線等の改修を行ってまいります。併せてLED照明の交換、スピーカー等の放送用設備、火災報知機等の自動火災報知設備の改修を行っているものでございます。機械設備改修でございますが、外部の給水管、配水管、ガス管の更新及び受水槽の新設を行ってまいります。校舎内につきましても、給水、排水、ガス管の改修を行いまして、併せて空調設備の移設、更新、換気設備、屋内消火栓の改修等を行っていくものでございます。つづきまして、次ページ移っていただいて、屋内運動場棟の工事内容でございます。右上の工事内容に沿って説明させていただきます。一番の屋根カバー工法に改修でございますが、こちら既存の仕上げの上にガルバリウム鋼板を被せまして、併せて断熱材を敷き込みます。また、軒どい、竪どいの改修も実施していくというものでございます。外壁改修につきましては、躯体の老朽化によるひび割れ、爆裂部の補修。仕上げ材塗装につきましては、耐光性、耐久性の向上に適した塗装を施していくと。外部建具改修はサッシの新設、カバー工法により、既存のゆがみや隙間改修していきます。また、④番のスポーツ長尺シート張りですが、既存のフローリングを撤去いたしまして、アリーナ専用塩ビシートに改修し、併せて断熱材も敷き込んでいくというものでございます。内装仕上げでございますが、玄関ホールギャラリーの床の張り替えなどの改修、アリーナ部の壁につきましては、断熱材を敷き詰めて天然木化粧合板に仕上げるというものでございます。あと、鉄部の柱、梁、ブレース等は再塗装していくというものでございます。ステージや放送室等も全面改修というものでございます。多目的トイレにつきましては、既存の管理室の一部を車椅子対応の便器、手洗いなどの多目的トイレに改修していくものでございます。その他といたしまして、内部建具改修、全ての建具の扉、窓を改修、内部断熱改修として、屋根、壁、床に断熱材を敷き込んでいくというものでございます。電気設備改修につきましては、配線等の更新、またスピーカー等の放送設備、火災報知機等の自動火災報知機設備の改修、機械設備の改修、給水管、配水管の更新等を行ってまいります。渡り廊下、屋根、梁の改修につきましては、屋根については既存の屋根を撤去し、新たにガルバリウム鋼板を敷いてまいります。鉄部の柱、梁は再塗装を行いまして、樋についても改装をしてまいるものでございます。乙戸小学校の長寿命化工事につきましては、この3案件の説明は以上でございます。また、今回につきましては3件、一括説明させていただきます。

ましたが、本委員会につきましては、各一本一本の議案となりますので、それぞれ説明させていただきますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 次回の委員会でいいので、資料をお願いしたいと思いますが、乙戸小学校屋内運動場及び校舎は何回か工事が入っていると思うんです、今まで。その工事の内容や時期、それから業者さんというのを一覧で出していただくとありがたいと思います。一度外壁塗装した時にクラックが見つかって大幅な改修工事などをやっていると思うので、そういうのも含めて、一覧表を出していただければと思います。

○皆藤管財課長 それでは、本委員会に提出をお願いしたいと思います。あと費用も含めて、資料をお願いいたします。

○目黒委員 仮設の校舎を工事中とあるんですけども、仮設の校舎に特別教室などは有るのかというところで、もし無い場合、工事中であっても、特別教室だけは利用できるかそういったことはあったりするのでしょうか。また、運動場に仮設の校舎が建ってしまうので、そうすると体育館も工事やってるわけで、そういった体育の授業がどこかほかでやるとかそういったことは、教育委員会の管轄かもしれませんが、分かる範囲で教えてください。

○稲葉教育総務課施設係長 ただ今の目黒委員からの御質問について、私のほうから御回答させていただきます。まず、仮設校舎ですけども、特別教室も入っております。今回の工事は12月までに仮設校舎を建設しまして、全ての機能を仮設校舎に設けております。2点目、グラウンドの利用なんですけれども、こちら仮設校舎を建設するに当たりまして、先生方と協議をしまして、乙戸小学校は幸いですね、グラウンドがすごく広い学校で、西側のほうですね、仮設校舎はグラウンドの東側に建てるんですけども、西側がある程度広く確保できるということで、この程度あれば、工事期間中であれば、何とか授業もできるということで、先生の了解を得た上で、仮設校舎を建設していくということになっております。以上です。

○柳澤委員 公共工事についてなんですけれども、週休2日制をやってくださいという話が出てきているんですが、今回の乙戸小学校の工事はどうなんですかね、導入されるんでしょうかね。

○皆藤管財課長 柳澤委員の言うとおおり、今現在2024年問題等がありまして、週休2日制の導入というのがございます。本市におきまして、今年度、2本ほどの週休2日を導入した工事のほうを入れておりますけれども、今回のこちらの工事につきましては、週休2日制のほうは入れてないという内容でございます。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 今御説明がありましたとおおり、乙戸小学校長寿命化のための各種工事については、本日は一括して説明を受けましたが、工事内容ごとに3本の議案として提出される予定でございますので、本委員会では議案ごとに採決を行います。よろしく願いいたします。つぎに、資料⑤財産の取得について（荒川沖消防署配置水槽付消防ポン

プ自動車（Ⅱ型）購入）について、説明願います。

○皆藤管財課長 管財課です。資料⑤財産の取得について（荒川沖消防署配置水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入）についてをお開きください。こちらの案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第3条の議会の議決に付さなければならない予定価格が2,000万円以上の財産の取得に該当いたしますことから、9月議会に上程するものです。1ページをお願いします。名称は、荒川沖消防署配置水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入でございます。契約金額は、7,491万円、契約の相手方は、東京都八王子市に本社を有する日本機械工業株式会社本社営業部でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。こちらの内容の契約について、議決をお願いするものです。それでは、内容について説明させていただきます。2ページをお願いします。2番の納入場所は、土浦市消防本部でございます。3番の納期については、議会の議決を経た日の翌日から令和7年3月21日まで、6番の契約方法は、7月2日に、指名競争入札にて執行いたしました。7番の目的でございますが、配置後19年が経過する性能の低下及び老朽化が著しい車輛、9番に記載の車輛となりますが、こちらの車輛の更新を行い、消防力の維持・向上を目的とするものです。8番の補助でございますが、防衛省が行う防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の交付が内定しており、その補助額は2,012万8,000円でございます。3ページをお願いします。購入予定車輛の概要でございますが、購入予定車輛は、2,000リットル水槽付車輛で、消防用の水の供給設備が不足している地域に対し、迅速且つ効果的な防災活動が可能となるものです。1番には車輛の諸元を記載しております。次ページの2番には車両搭載ポンプの能力等、3番は車輛の主な主要装備となります。4ページをお願いします。入札結果でございます。水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）は、特殊車両であり、販売元が限られていることから、中段に記載のとおり、7者による指名競争入札を実施いたしました。予定価格は、左下に記載がございます税抜きで6,812万7,000円で、落札率は99.95%でございました。本案件の説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 本委員会では結構ですので、予定入札価格の査定といつ頃査定をしたのかについて、説明をお願いします。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥土浦市税条例の一部改正（案）について、説明願います。

○田中課税課長 課税課でございます。サイドブックの資料⑥をお願いいたします。土浦市税条例の一部改正（案）について、説明させていただきます。令和6年度の税制改正により、早急に対応が必要な条項につきましては、専決処分を行い、6月の議会に報告させていただきました。今回の改正分につきましては、施行期日がこれから到来するものを、議案として上程させていただくものでございます。それでは、資料の1ページをお願いいたします。1番の改正の内容について、（1）の個人市民税関係から説明させていただきます。今回の改正としましては、アの公益信託の見直しに伴う所得税法の

規定の見直しに伴う改正でございます。改正する条文の表の上の※書きにあります公益信託とは、公益法人のように機関を設けることなく、財産を有する方（寄付者）が、金銭などを学術及び慈善などの公益目的のために、財産の管理・運用を行う方（信託銀行など）に預け、財産の管理・運用を行う方は、寄付者の意思を反映した公益活動を行う制度でございます。公益信託の制度の改正に伴い、所得税法において寄付金控除の対象として、公益信託への寄付が追加されたことに伴い、地方税法も併せて改正されたことから、個人市民税の寄付金控除に係る規定についても、併せて改正を行うものでございます。改正する条文につきましては、表に記載のとおりでございます。イの施行日につきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日でございます。つづきまして、(2)の固定資産税関係でございます。アの私立学校法の改正の伴う改正につきましては、私立学校法の改正に伴う地方税法の改正に合わせて、市税条例においても引用している私立学校法の条項のズレの改正を行うものでございます。改正する条文につきましては、表に記載のとおりでございます。イの施行日につきましては、令和7年4月1日となります。2ページをお願いいたします。最後に(3)の各種税関係でございます。アのマイナンバー法に関連する改正につきましても、マイナンバー法の改正に伴う地方税法の改正に合わせて、市税条例においても引用しているマイナンバー法の条項のズレの改正を行うものでございます。改正する条文につきましては、表に記載のとおりでございます。イの施行日につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上等の一部を改正する法律の施行の日となります。3から4ページが、改正する条例案でございます。また、資料⑥の別添が、改正する新旧対照表でございますので、後ほど御覧ください。説明は以上でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦茨城租税債権管理機構の規約の一部変更に関する協議について、説明願います。

○北島納税課長 納税課です。よろしくをお願いいたします。資料⑦茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議についてでございます。変更の理由でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴いまして、今年度から国税であります森林環境税について、個人住民税均等割と併せて市町村が賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約の一部を変更するものでございます。協議の内容でございます。規約第3条第1号で定めている茨城租税債権管理機構の共同処理する事務について、「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める規約の一部を変更することについて、協議をいただくものでございます。協議の理由でございますが、御案内のとおり、茨城租税債権管理機構は、県内全44市町村で組織する一部事務組合でございます。市町村より滞納整理事務の移管を受け、地方税の徴収を行ってございます。この度、地方税に加え国税の徴収が加わることになり、規約を変更するものでございますが、地方自治法第286条1項の規定により、一部事務組合の規約を変更する際

には、関係市町村にて協議し、同法第290条の規定に基づき、この協議については、議会の議決を経なければならないとされておりますことから、当該規約の改正手続についての協議をいただくものでございます。施行日は、令和7年4月1日です。2ページには、規約の新旧対照表と参考として地方自治法の抜粋を記載させていただきましたので、併せて御覧いただければと思います。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料⑧卸町一丁目地内市有地及び旧都和幼稚園の売却について、説明願います。

○皆藤管財課長 管財課です。資料⑧卸町一丁目地内市有地及び旧都和幼稚園の売却についてをお聞きください。本案件については、8月1日に入札公告したもので、委員の皆様にも公告当日にメール報告させていただいたものですが、改めて、入札公告内容について説明させていただきます。1の売却する市有地の概要でございますが、1か所目が、卸町一丁目7番8及び7番9で、面積は2,899.50平方メートル、市街化区域で準工業地域でございます。2か所目が旧都和幼稚園跡地でございますが、板谷四丁目714番4外2筆で、土地の面積は3,313.57平方メートル、建物は766.08平方メートルで市街化区域の第一種低層住居占用地域でございます。次ページをお願いします。2番の最低売却価格についてですが、1か所目の卸町の土地は、1億658万円、2か所目の旧都和幼稚園跡地は、3,120万円でございます。最低売却価格の算定は、平米単価は不動産鑑定によるもので、それに売却までに要した経費を合算した金額となっております。3番の売却の方法ですが、2か所とも一般競争入札として、入札に参加した方の中で、最も高い金額で入札した方を売却の相手方とするものです。4番の地域住民の皆さまへの対応につきましては、旧都和幼稚園跡地について、買主が契約後1か月を目途に、近隣住民に対し事業計画に関し広報等を行い、周知を図るものとしております。5番の売却のスケジュールでございますが、8月22日から28日までの期間が入札の参加申し込み期間となりまして、9月26日を入札日としております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑨フレックスタイム制の導入について、説明願います。

○塚本人事課長 人事課でございます。それでは、資料⑨に基づき御説明申し上げます。このフレックスタイム制につきましては、今後、本市でも導入を考えているところであり、事前に総務市民委員の皆様にご理解を賜りたいことから、本日、御説明申し上げます。1番、フレックスタイム制の目的等でございますが、まず、導入の目的でございますが、職員の柔軟な働き方を推進し、職員一人ひとりの能力の発揮、ワークライフバランスの実現及び健康の確保を図る目的で導入するものであります。また、これまでの人事院勧告におきましても、フレックス導入についての勧告があり、国は平成28年度から茨城県におきましても、今年度からフレックスタイム制を導入して、

実施しているところがございます。つぎに、趣旨でございますが、記載のとおり公務の運営に支障がないと認める範囲内で、週当たりの勤務時間を変えずに、職員の申出により始業時間及び終業時間を変更するものです。2番のフレックスタイム制の概要ですが、フレックスタイム制は、表の上段でございます、1日の最短勤務時間、コアタイム、フレキシブルタイムをあらかじめ決めておき、この基準に基づき職員の申出により勤務時間を設定できるものです。まず、各職員の1日の最短勤務時間につきましては、例として記載しております6時間と考えております。その右側、全職員が共通して必ず勤務していなければならない時間帯でありますコアタイムにつきましては、例示しておりますとおり10時から16時まででございます。そして、職員本人が申告して設定できる勤務時間帯は、例示のとおり7時から22時、朝の7時から夜10時までと考えております。これらの基準を満たすよう、職員が申告により勤務できる制度でございます。3番、フレックスタイム制の活用事例を分かりやすく表で示したものが、こちらの図になります。月曜日は、これまでと同様、8時30分から17時15分まで勤務した例です。月曜日は7時間45分勤務しておりますので、1日の最低勤務時間6時間はクリアしております。また、コアタイムの10時から16時も勤務しており、こちらも問題ありません。フレキシブルタイムの7時から22時までの時間帯で勤務しておりますので、これまでの勤務でもフレックスタイム制では、勤務可能となっております。つぎに、火曜日ですが、この日は、8時から勤務を開始し、16時に終了しております。フレックスタイム制の概要で示しました三つの基準、1日の最低勤務時間、コアタイム、フレキシブルタイムを全て満たしております。水曜日以降金曜日まで、それぞれこの三つの基準をクリアしており、1週間の勤務時間が38時間45分となっております。なお、時間外勤務手当との関係ですが、例えば水曜日は、18時30分まで勤務していたり、木曜日は、7時30分から勤務を開始いたしておりますが、この週の勤務時間は、38時間45分となっておりますことから、時間外勤務手当は発生いたしません。仮に、この表あるとおり、月曜日から木曜日まで勤務し、金曜日が17時45分に終業できず、19時まで超過して勤務した場合などは、その超過した1時間15分の分が時間外勤務手当として支給されることとなります。4番、今後のスケジュールですが、本年12月の第4回市議会定例会で、土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正案を提出予定であり、可決、公布の後、来年4月1日から導入してまいりたいと考えております。5番、参考といたしまして、他団体の導入の状況でございますが、国は平成28年度から、茨城県は今年度から、県内の市町村の状況では、記載のとおり、古河市、鉾田市、阿見町で導入されているようでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○柳澤委員 時間は連続してないといけないんですかね。例えば、コアタイムで働いて、10時から業務スタートしたとして、例えば子供のお迎えとか、そういったことをやってきた後でまた戻ってくるということも可能なんですか。

○塚本人事課長 現在のところは、そこまでのところまでは考えてございません。連続して勤務していないと、非常に勤務管理上ですね、管理が難しくなりますので、将来的

にはそういった働き方も考えていく必要があるのかなと思います。現段階では連続して勤務ということで考えてございます。

○奥谷委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、総務部からございますでしょうか。

○塚本総務部長 ございません。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部にございますか。

○篠塚委員 都市計画税についてお伺いします。先ほど市長公室の説明の中でも財政的に非常に厳しいと、歳出を抑制することと、歳入を増やすということなんですけども、歳入の中で固定資産税についてなんですけど、都市計画税は除外区域があると思うので、なぜ除外されているのか、もし除外区域から都市計画税をいただくことになったときに、どのぐらいの増収になるのかを含めてお伺いします。

○田中課税課長 課税課でございます。ただ今の篠塚委員の質問について、お調べして、本委員会でお答えしたいと思います。

○奥谷委員長 それでは、本委員会での報告をお願いいたします。ほかにございますでしょうか。

○目黒委員 補正予算の件で聞きそびれてしまったんですけども、定額減税しきれないと見込める方の人数はどのぐらいいらっしゃったのか、お願いします。

○田中課税課長 扶養者まで含めると、約4万4,000人ほどでございます。実際に支給する方である支給対象者は大体2万5,600人ということでございます。

○目黒委員 そういった方にまた通知等送って、また2階の庁舎等で手続を行うというそういう流れでよろしかったですか。

○田中課税課長 8月13日に定額減税し切れない方には通知をしております。今現在受付中でございます。

○奥谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、総務部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ありがとうございました。

(総務部退席)

(市民生活部入室)

○奥谷委員長 それでは、市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、資料①パロアルト市姉妹都市締結15周年記念訪問団の派遣について、説明願います。

○大貫市民活動課長 パロアルト市姉妹都市15周年記念訪問団の派遣について、御説明いたします。サイドボックスの市民生活部の資料①をお願いいたします。事業の概要ですが、本市とパロアルト市におきましては、平成5年に旧新治村で始まり、現在も続いている中学生の交換交流事業をきっかけとして、旧新治村との合併後、平成21年に姉妹都市を締結いたしました。締結後は、中学生交換交流のほか、かすみがうらマラソ

ンへのランナー招待など、市民交流を広げているところです。本年、令和6年は姉妹都市締結15周年を迎える年でありますので、本市の多文化共生社会の実現に向けて、市長をはじめとする訪問団の派遣を実施するものです。日程につきましては、本年10月3日から7日の5日間、カリフォルニア州パロアルト市への派遣となります。参加者につきましては、執行部から安藤市長、市議会から島岡議長、随行職員2名、そのほか、市民枠といたしまして、国際交流事業において市民間交流に尽力していただいている土浦市国際交流協会から6名の計10名程度を予定しております。内容でございますが、現在、パロアルト市側と調整をしております、15周年記念祝賀会やパロアルト市長への表敬訪問のほか、地元の中学校訪問や意見交換会等を予定しております。これまでの交流の経緯ですが、平成21年の姉妹都市締結後、同年、市長が表敬訪問を行い、平成26年の締結5周年では、市長をはじめとする伝統芸能団体の方々を含む訪問団17名をパロアルト市へ派遣し、現地で日本土浦まつりが開催され、日本舞踊等の日本文化を披露しております。令和元年の締結10周年では、パロアルト市の訪問団市長含め7名が来日され、10周年記念祝賀会のほか、全国花火競技大会の観覧や市内見学などの交流を実施しております。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②土浦クローバーフェスティバルについて、説明願います。

○福原人権推進課長 人権推進課でございます。資料②をお願いいたします。つちうらクローバーフェスティバルについてでございます。当事業は、例年開催いたしておりました人権と平和のつどいと男女共同参画×市民協働フェスティバルを統合することで集客層を拡大し、人権尊重と平和意識の醸成、ダイバーシティと市民協働に関する市民の理解を深める啓発をすることを目的に、総務課・市民活動課・人権推進課の3課にて、開催するものでございます。なお、クローバーフェスティバルの名称につきましては、人権・平和・ダイバーシティ・市民協働と四つのテーマを啓発することから、幸せを呼ぶ四つ葉のクローバーをイメージするものとしたしました。日時は、9月21日土曜日9時30分からでございます。会場は、市役所本庁舎ビル内の茨城県県南生涯学習センター、男女共同参画センター、うらら大屋根広場の3会場でございます。ちらし記載のとおり、5階茨城県県南生涯学習センターでは、協働のまちづくり事例発表とパネルトーク、広島平和記念式典参加中学生による体験発表のほか、24時間テレビにて津軽海峡縦断リレーなどに挑戦された立木早絵さんをお迎えしての人権講演会を開催いたします。2階男女共同参画センターでは、ダイバーシティに関する啓発コーナーや、フードコーナー、ふれあいコーナーを御用意いたします。1階うらら大屋根広場では、フリースケート無料体験やキッチンカーでの飲食物販売など、多彩な催しを企画いたします。また、会場では着ぐるみとの触れ合いや写真撮影ができ、小さなお子様にも楽しめるイベントとなっております。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③マイナンバーカード自宅訪問申請支援サービスの実施について、説明願います。

○菊田市民課長 資料の③をお願いいたします。マイナンバーカード普及の取組の一環として、障害や介護を受けているなどの理由により外出が難しい方を対象として、予約申込みの後に職員が自宅を訪問し、顔写真の撮影から申請までの手続を行うサービスにつきまして、現在実施体制をとっているところでございます。必要書類が揃っていれば、受取につきまして、本人限定郵便や簡易書留などで自宅に郵送することで、市役所に向くことなく、マイナンバーカードの受取ができます。今後、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けまして、申請の増加が予想されますので、自宅訪問申請サービスのPRを広報紙やSNS、記者投げ込みなどを行って、その上で、予約制で実施してまいります。なお、マイナンバーカードの交付率ですが、人口に占める交付率でございますが、直近のもので令和6年8月11日現在で、土浦市では81.7%、国は80.7%、県は80.9%でございます。訪問日時につきましては、火曜日から金曜日、午前10時から午後4時まで、祝日は除きます。利用対象者は、土浦市に住民登録がある方で、以下の要件を満たす方ですが、本庁または支所、出張所へ来庁による申請が困難な場合がございます。申請方法は、市民課へ電話またはメールで申し込んでいただきます。サービスの流れにつきましては、申請したい日の10日前までに予約をしていただき、申請日までに必要書類を準備していただきまして、職員が訪問して顔写真撮影等をして、タブレットによりまして申請まで完了させるものでございます。必要書類が揃っていれば、本人限定郵便や簡易書留などでマイナンバーカードを郵送することになります。申請に必要なものにつきましては、本人確認書類ですが、顔写真有りのものから1点または顔写真無しのものから2点となります。市役所に送付した照会書につきましては、予約の時点で通知書の確認のために出すものでございますが、マイナンバーカードができてきた場合の通知はがきの代わりになるものでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 訪問先のですね、来てもらうということなんだけど、身体的な理由で行けないというのも当然あると思うんですけど、例えば精神的に外に出られませんかとか、そういう人も対象になってもいいんですかね。

○菊田市民課長 そのような方でも対象にさせていただきます。電話など御連絡いただければ、個別の事情をいろいろお伺いしまして、御相談をさせていただきたいと思っております。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④第19回土浦市環境展、土浦市消費生活展2024の合同開催について、説明願います。

○日高環境保全課長 資料の④をお願いいたします。第19回土浦市環境展、土浦市消費生活展2024の合同開催について、御説明申し上げます。こちらは、令和元年度からより多くの皆様にお越しいただけるよう、合同開催とし、また、場所を霞ヶ浦文化体

育会館に移したところでしたが、台風やコロナの影響で開催できず、今回は実質3回目の合同開催となります。資料に記載のとおり、10月12日土曜日の9時30分から霞ヶ浦文化体育会館大体育室において開催いたします。内容につきましては、環境展及び消費生活展でのパネル展示や啓発活動のほか、ステージイベントを予定しております。なお、総務市民委員会委員の皆様には、改めて議員タブレットのメールにて御案内いたしますので、御出席賜りますようよろしくお願いいたします。また、昨年同様、同日体育館前広場では、子どもまつりが10時から、グリーンフェスタつちうらが10時30分から開催される予定でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、市民生活部から何かございますか。

○水田市民生活部長 市民生活部からは以上でございます。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から、執行部に何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。